

いじめ防止基本方針

2024年度版

野々市市立御園小学校

いじめの防止計画

1 いじめ問題の基本認識

いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

◆ いじめは人間として絶対に許されないものである

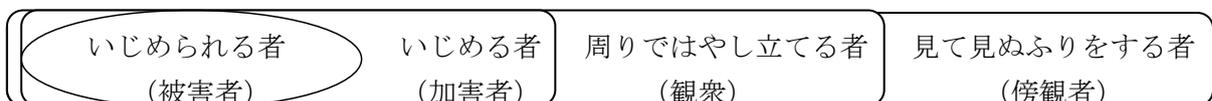
- 「いじめは人間として絶対に許されない」「いじめられている子どもを必ず守り通す」ということ。
- いじめは重大な人権侵害であり、暴力をふるう、金品を盗む、金品をたかる、誹謗中傷などは犯罪行為であるということ。

◆ いじめの特徴

—いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうるものである—

○いじめの構造

いじめは「いじめる子」と「いじめられる子」という二者だけで成立するのではなく、「四層構造」になっています。



観衆や傍観者の立場にいる子どもも、結果としていじめを助長していることとなります。また、いじめられている子どもといじめている子どもとの関係は、立場が逆転することもあります。傍観者が仲裁者となれるような指導を行うことが大切です。

○いじめの原因

- ・ 学校、家庭、地域社会にある心理的ストレスのはけ口として発生します。
- ・ 相手の人権の配慮に欠け、個性を柔軟に受け入れることができなくて発生します。
- ・ 相手に対するねたみや嫉妬の感情から発生します。
- ・ 遊び感覚やふざけ意識の度が過ぎて発生します。
- ・ 自分がいじめのターゲットにならないための、回避感情から発生します。

○いじめの様態

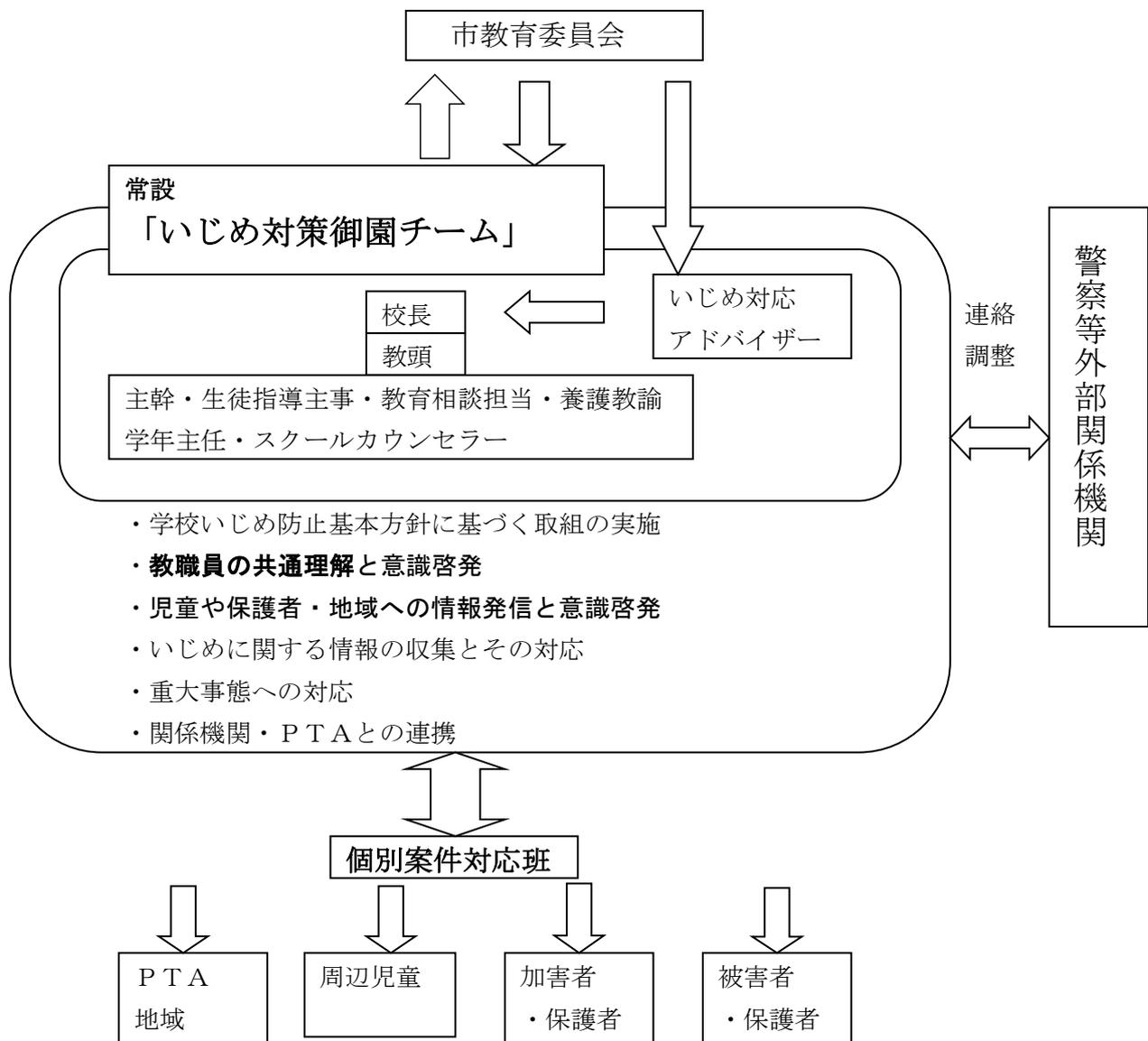
- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。

- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品をかくされたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコン、携帯電話、スマートフォン、ゲーム機、音楽プレーヤー、オンラインゲーム等、インターネット上で誹謗中傷やいやなことをされる。

2 いじめの未然防止のために

◆校内体制

- ・「いじめを見逃さない」校内体制づくり
- ・外部に開かれた「風通しのよい」環境作り



◎対応後に、必ず全職員での共通理解をはかる。

◆組織対応の考え方

いじめは、どの学校にも、どの学級にも起こりうるとの前提のもと、担任や一部の教職員だけで抱え込まないことが大原則。

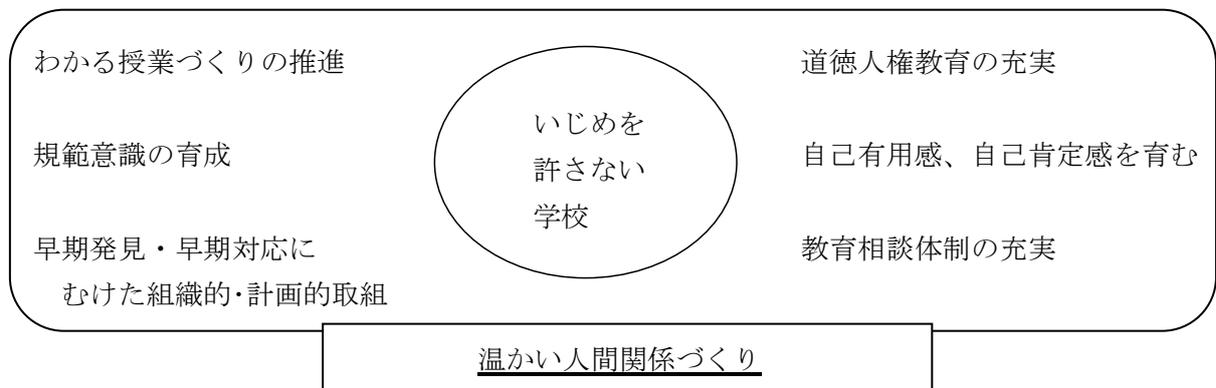
- いじめ問題はチームで対応することを原則とする。
- 各学級で起きていることを見えるようにして、担任を学校全体でフォローする。
- 問題解決までの過程を明確にして、安易に解決したと判断しないようにする。
- 時系列に沿って、経過の記録を残しておく。（野々市市へいじめの報告書を提出する。）
- いじめの早期発見等への手だてを組織的に行い、早期対応が図れるようにする。

◆いじめの未然防止のための基本的考え方

児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安全・安心に学校生活を送ることができ、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくり・集団づくり・学校づくりを行っていく。

○いじめを許さない学校づくりを行う

「いじめは絶対に許されない」という子どもの意識を高めるとともに、自己を大切にし、友だちを思いやる心を育み、日常的なトラブルがいじめに発展していきかないように、未然防止を図っていく。



◆いじめの未然防止のための取り組み

○授業改善の取り組み

日々の学校生活の改善がいじめの未然防止につながるという観点から、生徒指導の視点「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」を活かした授業改善を行い、安心安全な風土の醸成を行う。

- ・『みそのっ子 学びの約束』を設定し、共通した学習指導に当たる。
- ・「わかる授業」「楽しい授業」を目指し、子ども同士が学びあえる場のある授業づくりを行う。
- ・学校研究の重点（聴くこと含む）をもとに、根拠を明確にした考えが持てる子を育成する。
- ・ふらっと参観を行い、お互いの授業を見合い、アドバイスをもとに授業改善を行う。
- ・児童自身が自分の感情に気付き、適切に表現することについて学んだり、自己理解や他者理解を促進する授業を取り入れる。

○学級経営の充実

- ・子どもにとって「安心安全な風土の醸成」を支援し、居心地のよい学級になるよう、子どもに対して教師は受容的、共感的な姿勢で向かい、互いを認めあえる学級を作る。
- ・学級のルールや規範が守られる学級を作る。
- ・人権意識に欠けた言葉（ちくちく言葉など）が使われず、正しい言葉遣いができる学級を作る。
- ・教師が子どもに声かけしたことや良い所のメモなどを、日頃から意識して児童を認める声かけ「ボイスシャワー」をする。
- ・担任がいじめられる側を「絶対に守る」という意思を示し、学級全体にいじめを許容しない雰囲気浸透させる。
- ・いじめ防止のチェックを行い、教師自身がいじめ防止に対する意識を高める。
＊いじめ問題への取組チェックを教員が行う

○道徳・人権の授業の充実

- ・いじめを題材とした授業を指導計画に位置づけ、いじめを許さない心情を育める授業を工夫し、人権意識を高めていけるようにする。（特にB 相互理解・寛容）
- ・思いやりや、生命・人権を大切にする指導を充実させる。

○学級活動

- ・学級活動（1）を充実させ、児童が課題を見だし、話し合い、合意形成したものに取り組むことによって、自治的能力を育てる。
- ・スクールカウンセラーによる授業や構成的グループ・エンカウンターを活用し、人間関係づくりを積極的に行い、いじめの未然防止につとめる。
- ・いじめを題材として取り上げ、未然防止や解決の手だてについて話し合う。

○児童会活動等の取り組み

児童会が中心となり、より良い学校を自らつくるという意識を育てていく。

- ・委員会や学級などを単位としたあいさつ運動等、学校のきまりや生活目標を守ることをもとにした取組を行う。
- ・学校行事では、縦割り活動や係活動、応援団による活動を通し、異学年で協力して楽しむ機会を取り入れる。

感謝の気持ちや人を思いやる心を育むために体験活動を取り入れた取り組みを行う。

- ・学年の縦割りで異学年交流を行い、互いに助け合う場を持つ。日々の清掃も縦割りで上級生と下級生が助け合って作業する。
- ・1～5年生は6年生に対する感謝の気持ちを伝えるために、6年生は1～5年生に対する感謝の気持ちを伝えるために行事を企画したり、寄せ書きを作ったりする。

○情報モラル教育の充実

情報発信による人・社会への影響や、ネットワーク上のルール・マナーを守ることの意味について考えさせるなど、情報モラル教育を児童の発達段階に応じて推進する。

- ・年間計画に基づき、インターネットの有効活用とそこに潜む危険性について指導する。
- ・PTAと連携し、外部講師を招いてネットいじめ防止講演会を実施する。
- ・携帯電話等については、家庭と連携しながら、児童のオンラインゲームやユーチューブ等の利用状況を把握し、家庭と学校の取組を進めるとともに、問題が発生した場合は、適切に指導を行う。

○校内研修の実施

教職員の共通理解を図るために、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

- ・いじめ防止基本方針を全教職員で共通理解する。
- ・いじめの事例検討会を実施し、校内体制の確認を行う。
- ・ミニ研修会を行う。（野々市市生徒指導主事会議で定めたものを含む）
- ・外部講師を招き、いじめ防止等についての研修を行う。

3 いじめの早期発見について

いじめ問題への取組については、いじめ問題対策チームや教職員がそれぞれの立場で定期的にチェックを行い、点検結果を共有し課題を明確にしながら必要な改善を行っていくことが大切である。

◆いじめ発見の手だて

○教師と子どもの日常の関わりをとおしての発見

- ・子どもの日記、休み時間や長休み、昼休み、放課後の雑談の中から気になるサインを見逃さず、早期に対応する。＊いじめ発見のチェックポイント（学校用）

○教師全員の目による発見

- ・多くの教師がさまざまな教育活動をとおして子どもと関わることで、発見の機会を多くする。また、教師間のコミュニケーションを密にし、情報交換を図る。
- ・教室と職員室の移動経路を時々変えたり、子どものトイレを利用したりすることで、気になる場面の発見につなげる。
- ・休み時間・長休み・昼休み、放課後の校内巡視を行い、発見につなげる。

○アンケート調査

- ・ふれあいアンケートの実施を、形式を変えながら月一回行う。
- ・ふれあいアンケートは原則毎月第1週に実施する。
- ・原則第2週目は、児童理解のための学年会を行う。アンケートを行った月は学年でその内容を共有し、集計表を記入の上、生徒指導まで提出する。
- ・児童理解の学年会では、困り感等を持っている児童への具体的な支援や指導について学年で話し合い、いじめ不登校、問題行動の未然防止に役立たせる。
- ・形式は記名・無記名アンケートなどを行う。また、アンケートの内容に、いつから、誰から、内容について分かりやすくする。
- ・アンケート結果は、生徒指導部で集計し、必要に応じて「いじめ対策御園チーム」を招集し、対応に当たる。
- ・アンケートの分析は、学年間でも共有し、記述内容の分析には場合によってスクールカウンセ

ラーや生徒指導サポーター等の専門的な立場からも助言をもらう。

- ・学年はじめや長期休暇明けなど、子どもの人間関係に変化が見える時期や、学年末でクラス替えなどに不安を感じるころに、よりきめ細かに行う。（不登校対策にも活用する）
- ・安易に問題を解消したと捕らえずに、その後の経過を観察する。また、加害、被害それぞれに繰り返し出てくる児童には特に注意を払い、指導を行う。

○相談ポストの活用

- ・相談ポストを設置し、子どもが話しやすい人と話せる場をもうけるようにする。

○保護者や地域との連携

- ・日頃から、いじめ問題に対する学校の考えや取組を保護者や家庭に知らせ、共通認識に立った上で、いじめの発見に協力を求めるとともに、保護者からの訴えに耳を傾ける。
- ・気になる児童の様子等を保護者へ連絡し、学校と家庭で連携し、問題が深刻になる前に指導に当たる。

4 いじめ問題の解決にむけて

いじめを発見した場合は、全体に対する指導に終わるのではなく、いじめた子ども、いじめられた子どもへの個別の指導を徹底し、双方の家庭にいじめの実態や経緯等について連絡し、家庭の協力を求めることが大切である。

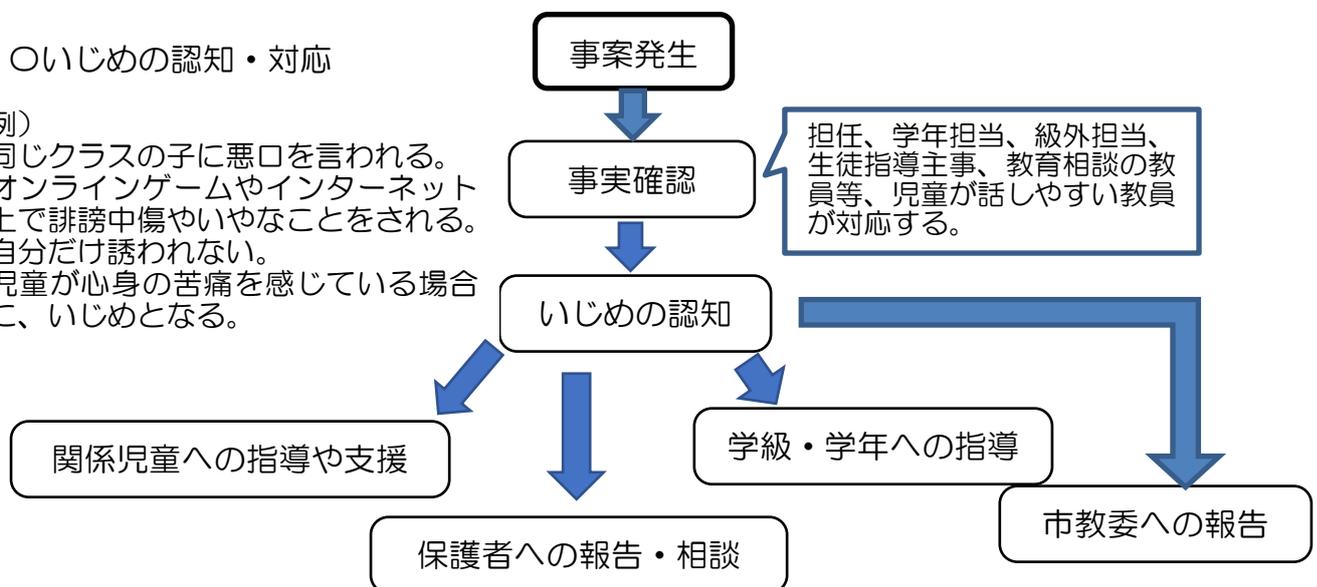
◆発見から指導、組織的対応

いじめの情報のキャッチ

○いじめの認知・対応

(例)

- ・同じクラスの子に悪口を言われる。
 - ・オンラインゲームやインターネット上で誹謗中傷やいやなことをされる。
 - ・自分だけ誘われない。
- ※児童が心身の苦痛を感じている場合に、いじめとなる。



②いじめ対策御園チームの招集

校長、教頭、主幹、生徒指導主事、学年主任、担任、当該学年教員、養護教諭、スクールカウンセラー、生徒指導サポーター等で班を編成する。

*事案に応じて、メンバーを柔軟に編成する。

③ いじめを把握した際の対応

- ① いじめられている児童の理解と傷ついた心のケア
- ② 被害者のニーズの確認
- ③ いじめ加害者と被害者の関係修復
- ④ いじめの解消

※生徒指導提要より

④ 事実の究明

いじめの状況やきっかけ等、時間をかけて聴き、事実に基づいた指導ができるようにする。聴取は、[いじめられた子ども] → [周りの子ども] → [いじめた子ども] の順で行う。

<事情聴取の流れ(いじめた子ども)>

- ・ 教員側が複数で行い、事実を聞くという姿勢を通す。
- ・ 子どもと関わった教師が一堂に会し、正しい行為かいけない行為かを一つ一つ確認する。(「いじめ」という言葉は、教師側からできるだけ出さないようにする。)
- ・ 最終的に「いじめ」という言葉は、子どもから出させるようにする。
- ・ 子どもに指導後、これからの行動や友だちとの関わり方について話し合う。
- ・ 3ヶ月は観察を行う必要がある。その後も経過観察を行う。

<事情聴取での留意点>

- ・ いじめられた子ども、周りの子どもに事情聴取する時は、人目につかない場所や時間、話しやすい人などを配慮する。
- ・ 食い違いがないように複数の教員で確認しながらすすめる。
- ・ 情報提供者については秘密を厳守し、仕返しが起こらないよう細心の注意を払う。

<事情聴取でのタブー>

- ・ いじめられた子どもといじめた子どもから同じ場所で事情を聴くこと。
- ・ 両者の言い分を聞いて、すぐに仲直りを促すような指導をすること。
- ・ 注意、説教のみ、または単に謝ることだけで終わること。
- ・ 両者の話し合いによる解決だけを促すような指導をすること。

⑤ いじめの被害者、加害者、周囲の児童への指導・保護者との連携

○いじめられている子どもへの対応

【学校】

- ・ どんな理由があっても、必ず守り通す姿勢を示し、子どもの見方になる。
- ・ 決して一人で悩まずに、友人や保護者、教職員等に相談するよう指導し、その雰囲気を作る。
- ・ 冷静にじっくりと子どもの気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図りながら事実関係を正しく把握する。
- ・ 子どもの長所を積極的に見つけ、認めるとともに、自分から進んで取り組めるような活動をとおして、やる気を起こさせ、自信を持たせる。

【経過観察】

- ・ 謝罪だけで解決したという安易な考えを持たずに、その後の行動や心情をきめ細かく継続

して見守る。

- ・ 日記や面談などを定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
- ・ 自己肯定感を回復するために、授業、学級活動などで活躍の場や、友人との関係づくりを支援する。
- ・ 心のケアのために専門機関やスクールカウンセラーと連携し、相談する機会を持ち心の安定を図る。

【家庭】

- ・ 子どもの様子に十分注意し、小さな変化にも気かけ、何かあったら学校に相談し、協力していく。
- ・ 子どもの長所を見つけ、認めるとともに、家族にとってかけがえのない存在であることを理解させ、自信を持たせる。
- ・ 必ず守り通す姿勢で安心させるとともに、本人の話を冷静にじっくりと聞き、気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。

○いじめている子どもへの対応

【学校】

- ・ いじめられた子どもの心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめは人間として絶対に許されないこと、自分が加害者であることの自覚を持たせる。
- ・ いじめに至った自分の心情やグループ内での立場をふりかえらせるなどしながら、今後の行動の仕方について考えさせる。
- ・ 不平不満、本人が満たされない気持ちなどをじっくり聴く。

【経過観察】

- ・ いじめた子どもの不満などの心理を十分理解し、学校生活に目的を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く、継続して行う。
- ・ 日記や面談をとおして教師との交流を続けながら、成長を確認していく。
- ・ 授業や学級活動等をとおして、プラスの方向にエネルギーを向かわせ、良さを認めていく。
- ・ 解決したと見られる場合でも、教師の気づかないところで続いていることもあるので、解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

【家庭】

- ・ いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示し、本人に充分言い聞かせる。
- ・ 子どもの変容をはかるために、子どもとの今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人と保護者が一緒に考える。
- ・ 学校が家庭と連携して、子どものより良い成長に取り組むことを保護者に伝え理解を得る。

○周囲の子どもへの対応

【学校】

- ・ いじめは、個人ではなく、学級や学年の問題として理解させ、教師が子どもと本気で取り組んでいくことを確認する。
- ・ いじめの事実を伝えることは「ちくり」ではなく、つらい立場にある人を救うことであり、人権を守ることであることを理解させる。

- ・周囲ではやし立てたり傍観したりしていた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。
- ・いじめられていた子は周囲の子どもの態度をどのように感じていたかを考えさせ、これからのような行動をしたらよいのかも考えさせる。

【経過観察】

- ・学級活動や学校行事等を通して、集団のエネルギーをプラスの方向に向かうようにしていく。
- ・いじめは解決したと思われる場合でも、十分注意を払い、継続して指導を行っていく。
- ・いじめを許さない集団づくりむけた話し合いの場を持つ。

【家庭】

- ・周囲ではやし立てたり、傍観したりしていた子もいじめの問題に関わっていることを十分に言い聞かせる。
- ・そのときの取るべき行動はどうあるべきだったかを、本人と保護者が一緒に考える。

○いじめられている子どもの保護者への対応

- ・いじめの訴えだけでなく、どんな些細な相談でも真摯に受け止め、誠意ある対応を心がける。
- ・保護者との話し合いの機会を持ち、学校は、徹底して子どもを守り、支援していくことを伝え、対応策を具体的に伝える。
- ・いじめについて、学校が把握していることや経緯等にかくさずに保護者に伝え、保護者からの子どもの様子についても情報提供を受ける。

○いじめている子どもの保護者への対応

- ・いじめの事実を正確に伝え、その場で子どもに事実の確認をするとともに、いじめの深刻さについて認識してもらおう。
- ・いじめは絶対に正当化できないものという毅然とした姿勢で、家庭でも十分言い聞かせてもらおうようにする。
- ・指導の経過と子どもの変容の様子を伝え、指導に対する理解を求める。
- ・誰もがいじめる側にもいじめられる側にもなりうることを伝え、学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。
- ・インターネットが関係しいじめに対しては、インターネットの危険性や問題点を保護者に理解していただき、その利用についてはルール作りから禁止まで再発防止に取り組んでいただくようにする。

⑥いじめの検証について

- ・毎月のいじめ調査の結果は一覧表にまとめ、クラス、学年、ブロック、そして学校全体の児童の傾向を様態や訴え数等から分析する。
- ・いじめアンケートや具体的ないじめ事案から見つかった課題には、全職員で共通した取り組みを行う。取り組み内容は、いじめ対策御園チームで決定し、生徒指導主事を中心にして行う。（エンカウンターを集中して行う。学級会を一斉に行う。暴力を絶対に許さない指導、言葉による解決方法を指導する等）。
- ・結果はいじめ対応だけでなく、学期末、学期初めに児童への声かけアプローチの資料として

も活用し、不登校対策を行う。また、学年会で、次の学年への取り組みにつなげていく。

5 重大事態への対処

◆ 重大事態の発生と報告

① 重大事態の意味

ア 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等

イ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い

- 「相当の期間」の目安は年間30日
- 一定期間連続して欠席しているような場合は、教育委員会又は学校の判断により迅速に調査に着手

※児童や保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」、あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

② 重大事態の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。

◆ 重大事態の調査

重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。

学校が調査の主体となる場合には、いじめ対策御園チームが母体となり、必要に応じて適切な専門家を加え、教育委員会の指導の下、調査する。

いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合い、調査結果を重んじ、再発防止に取り組む。

また、調査を実施する際は、いじめを受けた児童を守ることを最優先とし、保護者の要望・意見を十分考慮して行う。

◆ 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報提供

調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、教育委員会の指導の下、いじめを受けた

児童やその保護者に対して説明する。

② 調査結果の報告

調査結果について、教育委員会に報告する。

上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書を調査結果の報告に添えて教育委員会に送付する。

6 相談機関の案内

相談機関	電話番号・受付時間
24時間いじめ相談テレホン	076-298-1699 24時間受付
野々市市子ども相談ダイヤル	076-246-7830 月～金 9:00～17:00
野々市市教育センター ふれあい相談	076-248-8456 月～金 9:00～17:00
野々市市教育委員会	227-6162
白山警察署生活安全課	216-0110
白山警察野々市交番	248-0059
野々市市北交番	248-0125
児童相談所	223-9553